

令和 6 年度国庫補助対象事業の一部減額について

1 概要

(1) 国庫補助金に関する支出処理遅延事案の発生

令和 5 年度の国庫補助金について、会計上の不手際により、支出期限までに支払手続きが完了しなかったため、国費を県へ支払うことができなくなり、260,812 千円を県会計に収入できなくなるおそれが生じた。しかし、警察庁へ調整を図り、出納閉鎖までに県会計に収入できたため、結果的に令和 5 年度県会計に歳入欠陥は生じなかった。

(2) 令和 6 年度国庫補助金の減額

しかしながら、都道府県警察施設整備費補助金（下記 2 の表中②）については、本来本県の令和 6 年度事業に交付されるはずだった国予算が充当されたことによる国予算の不足により、令和 6 年度交付決定額が一部減額（▲37,597 千円）とされた。

2 当該補助金について

(単位：千円)

種類・概要		R5 交付額 (うち R5 国費支出 期限後交付分)	R6 交付決定額 (当初交付決定 額からの増減)
①都道府県警察費補助金	犯罪捜査や交通取締りなど 警察活動について 1/2 補助	763,993 (223,387)	744,683 (変更なし)
②都道府県警察施設整備 費補助金(交通安全施設)	交通安全施設の整備につい て 1/2 補助	374,252 (37,425)	336,746 (37,597 減)
計		1,138,245 (260,812)	1,081,429 (37,597 減)

3 問題点、原因及び再発防止策

(1) 本件における問題点

国費支出事務を担当する当課職員が国費予算の支出期限（令和 6 年 4 月 30 日）までに支払手続きを完了しなかったため、令和 5 年度国庫補助金を支払う（県が歳入する）ことができなくなったこと。

(2) 処理期限までに支出手続きが完了しなかった原因

ア 補助金制度や法令の内容を十分に確認しないまま、国費の支出期限と県費の出納閉鎖を混同し、5 月中旬に国費の支出手続きをすればよいと誤った認識のもと、作業を行ったこと。

イ 周囲の相互確認チェックが及ばず、組織的に事務処理の遅延を防ぐことができなかったこと。

(3) 再発防止策

ア 担当者のスキルアップ

(ア) 担当者が改めて国費事務に係る法令等を確認するとともに、中国四国管区警察局と頻繁に情報交換して同局から教示やアドバイスを受けながら、適正に事務処理を行う。

(イ) 新たに所属長級職員を決裁ルートに組み込み、チェック体制を強化して、担当者のスキルアップを図った。

イ 周囲の相互分担等による組織的な再発防止

(ア) 事務処理を担当する係体制を増強し、担当者が不在となった場合においても業務継続に支障を来すことのないよう係員間で事務を相互分担するようにした。

(イ) 作業期限一覧表を作成して係員、幹部による相互確認チェックを徹底した。

4 今後の対応

(1) 2月議会に、国庫補助金及び事業費の減額に伴う補正予算案を提出するよう調整する。

(2) 前記1の(1)の事案は、内部統制制度に基づく報告を行う（来年9月議会へ報告となる予定）。